

区民のねばり強い要求運動の成果 固定資産税・都市計画税の20%減額が実現

新橋のAさんの場合（昨年のお税額の例で）・・・200㎡の非住宅地の固定資産税・都市計画税500万円/年が来年度は400万円（20%減額）になります。

「地価が下落したのに税額が下がらないのはおかしい」と都につきつけ続け8年。

「土地の価格はバブル時から大幅に下がったのに、固定資産税はなぜ下がらないのか」「固定資産税を払うために商売しているようなもの」などの区民の声を集めて、「高い固定資産税から営業と住まいを守る会」が港区で結成されたのが、税制が変えられた八年前。その後繰り返し、毎回百名前後の会員が、東京都へ固定資産税の不服申し立てを行ってきました。今年度はこの運動が、千代田、新宿区にも広がり、二三区の申し立て件数の約6割（約二百名）を占めました。また、都の土地評価そのものに対しても、裁判で闘っています。こうしたねばり強い運動が、都に実現を迫ってきたのです。

日本共産党も議会内外でくり返し軽減を求める

日本共産党港区議団は、「会」のみなさんをはじめ、高すぎる固定資産税に苦しむ方々と運動にとりくむとともに、議会でも、国と都に都心区での軽減実施を求めてきました。

くぼた光前都議（当時現職）も都議会で再三にわたり固定資産税の軽減を求め、知事に国まかせにせず、都独自にでも減額をするよう要求してきました。

引き続き抜本的改善へとがんばりましょう

今回の都の減額は、切実な区民要求とねばり強い運動が切り開いた大きな成果です。しかし、それでも高すぎる固定資産税は、都心区民の生活と営業をおびやかし続けています。また、運動の中で、固定資産税をめぐる様々な問題点が、浮き彫りになっています。引き続き抜本的改善に向け、みなさんとともにがんばります。

都が表明した減免内容

<減免対象>

一画地の面積が400㎡以下の非住宅用地のうち200㎡までの部分の都市計画税と固定資産税。

ただし、個人又は中小企業者が所有するものに限る。

*対象件数 約23万件
(非住宅用地全体の約8割)

<減免割合>

20%

<適用年度>

来年度分

日本共産党 港区議会議員

星野 たかし 区政報告

2002年3月発行 / 連絡先 3578-2945